

(一社)横浜港振興協会友の会(波止場倶楽部)規約

(名 称)

第1条 この会の名称は横浜港振興協会友の会波止場倶楽部(以下「波止場倶楽部」という。)と称する。

(目 的)

第2条 波止場倶楽部は、一般社団法人横浜港振興協会(以下「協会」という。)が行う事業への積極的な参加を通じて、港に親しみ関心を深めることにより、横浜港の一層の振興・発展を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 波止場倶楽部に次の会員を置く。

- (1) 個人会員 中学生以上で、波止場倶楽部の目的に賛同し、協会が定める方法により入会申込書を提出し、年会費を納入した個人
- (2) 親子会員 小学生及び保護者が、波止場倶楽部の目的に賛同し、協会が定める方法により入会申込書を提出し、年会費を納入した親子等
- (3) 家族会員 個人会員と同居の家族又は生活を一にする家族で、波止場倶楽部の目的に賛同し、協会が定める方法により入会申込書を提出し、年会費を納入した者

(会員の特典)

第4条 会員の特典は、次のとおりとする。

- 1 入会・更新時に港や船舶等の理解を深める記念品プレゼント
- 2 協会主催事業への優先参加
- 3 協会が発行している「よこはま港」等の送付
- 4 刊行物・記念品の割引価格による購入
- 5 観光施設等への優待割引券の提供

(会員期間)

第5条 会員が資格を有する期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

第6条 会費は、年額3,000円とする。ただし、小学生会員の会費は免除する。

2 年度の途中で入会する場合の会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 4月から9月までに入会の場合、年額と同額
- (2) 10月から翌年3月までに入会の場合、年額の半額

(会費の納入)

第7条 会費は、現金納入又は郵便局等金融機関での振込みとする。

(会員証)

第8条 会員には会員証を発行する。なお会員証は、他人への貸与等、不正に使用する事は出来ない。

(申込事項の変更等)

第9条 会員は、住所、氏名、電話番号など入会時の申込事項に変更があった場合は、協会にその内容を届け出るものとする。

(退 会)

第10条 会員は、いつでも自由に退会できるものとする。この場合はただちに協会に連絡し、会員証を返却しなければならない。なお、年度途中の退会であっても年会費は返却しないものとする。

(規約の改正)

第11条 協会は、必要に応じて本規約を改正することができる。

(事務局)

第12条 波止場倶楽部の事務局を協会事務所内に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、波止場倶楽部の運営に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

- 1 平成23年度に入会した会員が資格を有する期間は、平成25年3月31日までとする。
- 2 この規約は、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から適用する。